

平成25年度 社会福祉法人ないえ福祉会 事業計画

事業方針

平成25年は、法人名が新しくなり新たな出発の年となります。障害者自立支援法も「障害者総合支援法」と名称が改められます。施設会計も新たな会計基準に移行し、職員全員も新たなスタートに立つ気持ちで臨みたいと思います。

生活介護事業については、今後2年間に渡り段階的に報酬単価が下げられることとなります。より計画的な事業運営と対応が求められるので、計画的に新規利用者の獲得に向けて力を入れて参ります。また、地域移行もひと段落した中で今後求められていくのは、相談支援事業が大事であると考えています。地域の生活が安心して長く継続していくために必要不可欠な事業です。したがって居宅介護事業と一緒に地域移行者の生活を長く支えられるよう努力して参ります。日中活動については、特に就労継続B型事業である「すまっしゅ」の工賃向上に向けた新たな作業種を確立させ、椎茸作業と併用して30名の利用者さんの工賃アップを他事業所並みに引き上げたいと考えています。

具体的事業

1. 必要な改修事業について

本体施設の整備は、外壁の改修が園舎建設から16年を経過し傷みが激しくなっています。長期的に使用するために外壁の改修をおこなう必要があります。なお、外壁の改修については、郵政補助事業に申請中であり、屋上の防水工事についても、長期的観点から計画的に進めたく考えています。

(1) 本体施設外壁改修工事（郵政補助申請中）

(2) 正面玄関前のフェンス取り付け工事

※別紙1参照

(3) 東側車庫など屋根の塗装工事

(4) アルク・フピのスプリンクラー改修事業（国庫補助申請予定）

(5) ポスト車の入れ替えについて

(6) 地域交流ホームのトイレ等改修工事

(7) 入所施設の部屋の改修工事とクロス張替え

(8) ポプラ館移設工事

(9) 障がい者支援施設の駐車場の舗装工事

(10) 父母会館等3棟の改修・解体工事（道許可待ち）

2. ソフト面の事業について

- ・法人名変更に伴う作業
- ・職員のスキルアップのための外部研修への派遣促進
- ・支援マニュアルなどの新たな整備

3. 日中活動系事業について

就労事業については、就労継続B型事業の工賃向上のための新たな作業種を確立します。現在のしいたけ作業だけでは30名の利用者の平均工賃が1万円にするのは難しい状況にあります。他の事業所と比較すると2万円前後とその差を埋めるのは現状ではできないのはあきらかで、更なる収支の効率化と作業種を増やして人数割りを見直して工賃引き上げを図っていかなければなりません。そのために新しい作業種として、パン作りをはじめたいと考えています。まずは施設給食や職員・GHなど自家消費しながらパン作りのノウハウを蓄積して、販売できる商品化をめざします。商品化の際は、道の駅などで一般にむけて小売販売を展開し、椎茸販路などを利用して販売拡大を展開します。販路拡大については、北海道社会福祉協議会がおこなっているマッチング事業なども取り入れ営業に力を入れたり、企業側からのニーズとかみ合えば共同で受注するシステムなど取り入れながら販売拡大を図りたいと考えています。パンの加工室は、既存のしいたけ加工室を使い販売拡大とともにポプラ館を加工場として利用し、パン工房加工室の増築は今後の大きな課題として参ります。

4. 居宅系事業について

①グループホーム・ケアホーム事業

アルク・フピのホームについては、国の補助事業があり次第スプリンクラーの設置工事を進めて参ります。障がい程度が重い入居者が多いので、消防法に基づいて設備をしたいと考えています。また、平成26年からグループホームケアホームの名称がグループホームと名称統合され、施策の内容もより地域移行しやすいような配慮がなされる一方で、従前の生活支援員と世話人との配置基準を含めた仕事内容にも変化すると考えています。それを踏まえて生活支援員と世話人の仕事内容の精査をして、世話人の業務内容を向上させたいと考えます。また昨年末にホームに一室空きがでましたので、現在は体験利用者数名の方に入居していただく方向で取り組んで参ります。

②相談支援事業

新規事業の立ち上げとなりますが、25年度中の申請を目指したいと考えています。地域移行者が50名近くになりますので、地域生活を安心して続けられるような相談体制の仕組みづくりが不可欠になってきます。現在のところは、法の枠組みを超えた居宅介護事業所であったり、就労系事業で相談支援を行っていますが法制度の枠組みの中で対応できることが大事であります。加えて今後3年間をかけて、すべての入所施設利用者に「サービス利用計画」の作成が義務付けされますので、ますます相談支援事業の位置づけが重要となってきます。

③施設入所事業

平成25年度は、利用者一人当たり9.9㎡が達成できるように居室や他のスペースを活用しながら40部屋にするため監督官庁と打ち合わせながら進めて参ります。居室の平米数と同じ経過措置期間となっている居室全室にナースコール設置を計画的に設置していきたいと考えています。入所定員の女性2室があいている状態なので、今年度新たに美唄養護学校の卒業生1名を迎えることになり残り一室も埋められるよう努力して参ります。

④居宅介護事業

地域移行者が増える中で、ヘルパーの人員不足から十分なサービスに対応できない現状があります。居宅介護事業の位置づけが重要視されている中で、スタッフ不足は深刻な問題として捉えています。今後についても人員不足の解消に向けて、既存ヘルパーを確保しつつ増員に力を注いで参りたいと考えていきます。